

答申 情第35号

平成28年8月3日

相模原市議会議長 阿部善博 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成27年9月17日付FNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年8月25日付け議総第17号により相模原市議会（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1)平成27年8月10日付けで、異議申立人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「特定病院の医師が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題があった。その件に関する情報一切。業務の再開等も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。」（以下「本件申立文書」という。）について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、公開請求に係る公文書について、特定病院が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題に関する情報については、関連する業務を所管していないことにより、文書を作成・取得していないとして、平成27年8月25日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3)平成27年9月3日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年9月17日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成27年12月21日付け意見書及び平成28年4月15日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

本件処分を取り消して、対象情報をさらに特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

特定大学の精神科医が精神保健指定医の資格を違法に取得した件は、まさに前代未聞の事件であり、国民の平穏な生活を営む権利を否定しうる一大事であった。精神科の診断には生体検査が存在しない。令状も判決も脳に対する生体検査も脳以外に対する生体検査も遺伝子検査もなく、対象者は、精神保健指定医によってその診断のみを根拠に強制収容されるのである。その判断が正しいという唯一の根拠が、精神保健指定医という資格であった。しかし、その申請に違法があった以上、何人も全く根拠なく強制収容されうると

いうことである。これほどまでの多くの精神保健指定医が一斉に申請にかかる違法行為をなしたこと及び相模原市の強制収容に關与していたことは、当然、相模原市議会で取り上げられていると言える。したがって、文書不存在という決定は、明らかに取り消されるべきである。そのうえで、たとえ出したいくない文書であっても条例の規定に従って出すべきである。

4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

特定病院が「精神保健指定医」の資格を不正取得したなどとして、厚生労働省に指定を取り消された問題に関する情報については、本議会に提案された議案等を確認しても、本件に關連するものは提案されていないことから、対象となる文書を作成・取得していない。

また、本件異議申立てを受けて改めて実施機関が保有する行政文書を対象に、探索を行った結果、解釈上の不存在として考えられるメモの類も含め、本件に關連する公文書は存在しなかった。

なお、本会議録及び委員会記録については、万人が等しく閲覧できる状況となっており、閲覧者によって制限があるものではない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、特定病院の医師による精神保健指定医の資格不正取得に關し、実施機関が作成又は取得した公文書である。

(2) 本件申立文書不存在について

条例第2条第2項本文では、公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第15条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めており、当該実施機関の職員には、市議会議員は含まれないとされている。

実施機関においては、相模原市議会議会局設置条例の規定に基づき、事務局として議会局を設置し、相模原市議会議会局の組織等に関する規程第3条の分掌事務に基づき、本会議及び各委員会の運営等に関する事務を行っている。

実施機関の説明によると、本件申立文書については、本件公開請求がなされた時点において、調査活動をするなどして実施機関が作成したことは

なく、また、精神保健指定医関係を所管する相模原市長から議案として取得することもなかったとのことである。

なお、当審査会で本会議会議録及び委員会の記録を確認したところ、本件申立文書は認められなかった。

したがって、実施機関の説明に特段不自然、不合理なところは見当たらない。

なお、審査の過程において、実施機関から、平成27年9月8日に開催された平成27年9月決算特別委員会民生分科会において、本件申立文書に関連する内容が取り上げられ、11月30日に会議録を作成した旨の説明がなされた。既にホームページ等において公表されているところであるが、実施機関においては、条例の趣旨を踏まえ、異議申立人へ速やかに情報提供されたい。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月17日	実施機関からの諮問
11月30日	実施機関からの理由説明書を受理
12月22日	異議申立人から意見書を受理
平成28年 3月17日	審議
4月15日	異議申立人の意見陳述 審議
5月10日	審議
6月 9日	審議
7月 7日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州